

日本公民来华完成短期工作任务，现在还能享受免签吗？

《[外国人入境出境管理条例](#)》对来华外国人的签证类型进行了详细划分，到中国境内经商的人员需办理商务签证（以下简称“M 签证”），在中国境内工作的人员需办理职业签证（以下简称“Z 签证”）。同时，根据中国公安部在 2003 年发布的《[关于对持普通护照短期来华的日本公民实行免签待遇的通知](#)》（公境检〔2003〕1176 号）（以下简称“1176 号文”），对持普通护照来华经商、旅游观光、探亲访友或过境的日本公民，自入境之日起在华停留不超过 15 天者，可免办签证。

2014 年 11 月 06 日，人力资源和社会保障部等多个部门共同发布《[外国人入境完成短期工作任务的相关办理程序（试行）](#)》（人社部发〔2014〕78 号）（以下简称“78 号文”），对来华完成短期工作任务的情形进行明确，并列举了“不视为完成短期工作任务”的情形。对于“不视为完成短期工作任务”的情形、且入境停留时间不超过 90 天的，按“78 号文”规定应当办理 M 签证或访问签证。“78 号文”实施后，日本公民来华签证该如何办理，律师在此简要分析如下：

一、“视为完成短期工作任务”的签证办理要点

根据“78 号文”的规定，以下情形，属于“来华完成短期工作任务”：

- ① 到境内合作方完成某项技术、科研、管理、指导等工作；
- ② 到境内体育机构进行试训（包括教练员、运动员）；
- ③ 拍摄影片（包括广告片、纪录片）；
- ④ 时装表演（包括车模、拍摄平面广告等）；
- ⑤ 从事涉外营业性演出；
- ⑥ 劳动管理部门认定的其他情形。

如果日本公民来华目的是从事上述工作，即便停留时间不超过 15 天，也需要办理 Z 签证。具体步骤如下：

- ① 到境内合作方所在地劳动管理部门或者首次演出所在地文化主管部门申请办理许可证书及工作证明；
- ② 申请办理邀请函或邀请确认函；
- ③ 获得许可证书及工作证明、邀请函或邀请确认函之后，到中国驻日本使领馆申请 Z 签证；
- ④ 持 Z 签证可来华。来华之后，如果停留时间超过 30 天，还需要到公安机关办理工

日本国民が訪中して短期任務を完了する場合、現在もビザ免除を享受できるか

「[外国人入国出国管理条例](#)」は訪中する外国人のビザの種類について詳細な区分を行っており、中国国内で商用活動を行う人員は商用ビザ（以下、「M ビザ」という）の手続きを行わなければならない、中国国内で就労する人員は就労ビザ（以下「Z ビザ」という）の手続きを行わなければならない。また、中国公安部が 2003 年に公布した「[一般旅券を所持して短期訪中する日本国民に対するビザ免除待遇の実施に関する通知](#)」（公境検〔2003〕1176 号）（以下「1176 号文」という）によれば、一般旅券を所持する日本国民が商用、中国へ観光、親族知人訪問または通過の目的で中国に入国する場合は、入国日から中国での滞在日数が 15 日を超えない者については、ビザを免除することができる。

2014 年 11 月 6 日、人的資源社会保障部などの複数の部門は共同で「[外国人の入国短期任務完了に関する手続き手順（试行）](#)」（人社部発〔2014〕78 号）（以下、「78 号文」という）を公布し、訪中して短期任務を完了する状況を明確にした上で、「短期任務の完了と見なさない」状況を列挙した。「短期任務の完了と見なさない」状況で、且つ入国滞在期間が 90 日を超えない場合は、「78 号文」の規定に従い M ビザまたは訪問ビザの手続きを行わなければならない。「78 号文」の実施後、日本国民の訪中ビザの手続きをどのように行うかについて、筆者は以下の通り簡潔に分析した。

一、短期任務の完了と見なされる場合のビザ手続きの要点

「78 号文」の規定によれば、以下の状況は「訪中して短期任務を完了する」に該当する。

- ① 国内提携先にて技術、科学研究、管理、指導などの作業を完了する場合。
- ② 国内スポーツ団体にてトレーニングを行う場合（コーチ、選手を含む）。
- ③ 撮影を行う場合（コマーシャル、記録映画を含む）。
- ④ モデルとして出演する場合（モーターショーのコンパニオン、ポスター広告の撮影などを含む）。
- ⑤ 営利目的の渉外公演に従事する場合。
- ⑥ 労働管理部門が認定するその他の状況。

日本国民の訪中目的が上記作業への従事である場合、たとえ滞在期間が 15 日を超えないとしても、Z ビザの手続きが必要となる。具体的な手順は以下の通りです。

- ① 国内提携先所在地労働管理部門または初回公演所在地文化主管部门にて許可証書および就労証明申請手続きを行う。
- ② 招聘状または招聘確認状の申請手続きを行う。
- ③ 許可証書および就労証明、招聘状または招聘確認状を取得した後、在日本中国大使（領事館）にて Z ビザの申請を行う。
- ④ Z ビザを所持すれば訪中が可能となる。訪中後、滞在期間が 30 日を超える場合、公安機関へ赴

作类居留证件。

き就労類居留証書の手続きを行わなければならない。

二、“不视为完成短期工作任务”的签证办理要点

二、「短期任務の完了と見なされない」場合のビザ手続きの要点

根据“78号文”的规定，以下情形“不视为来华完成短期工作任务”：

「78号文」の規定によれば、以下の状況は「訪中して短期任務を完了すると見なされない」。

- ① 购买机器设备配套维修、安装、调试、拆卸、指导和培训的；
- ② 对在境内中标项目进行指导、监督、检查的；
- ③ 派往境内分公司、子公司、代表处完成短期工作的。

- ① 購入した機器設備に付帯するメンテナンス、据付、調整試験、解体、指導および研修を行う。
- ② 国内で落札したプロジェクトに対する指導、監督、検査を行う。
- ③ 国内の支社、子会社、代表処に派遣され短期業務を完了する。

如果日本公民来华目的是从事上述工作，根据在华停留期间的长短，在签证方面需要进行不同处理：

日本国民の訪中目的が上記作業への従事である場合、中国での滞在期間の長さに応じて、別々のビザ手続きが必要となります。

- ✓ 在华停留时间不超过 15 天的，实务中可解释为来华经商，据此可以继续根据“1176 号文”享受免签待遇（各地的理解和操作可能存在差异）；
- ✓ 在华停留时间超过 15 天，但是未超过 90 天的，需要到中国驻日本使领馆申请办理 M 签证；
- ✓ 在华停留时间超过 90 天的，需要办理 Z 签证。具体见下文分析。

- ✓ 中国での滞在期間が 15 日を超えない場合、実務においては訪中して商用活動を行うと解釈することができ、これにより引き続き「1176 号文」に基づいてビザ免除待遇を享受することができる（各地の解釈及び処理は必ずしも一致するとは限らないと思われる）。
- ✓ 中国での滞在期間が 15 日を超えるが、90 日を超えない場合、在日本中国大使（領事）館にて M ビザの申請を行う必要がある。
- ✓ 中国での滞在期間が 90 日を超える場合、Z ビザの手続きが必要となる。具体的には後述の分析を参照のこと。

三、其他需要关注的事项

三、その他の注意が必要な事項

- （一）符合“78号文”中规定的视为或不视为完成短期工作任务情形，在华停留时间超过 90 天均需办理 Z 签证

- （一）「78号文」で定められた短期任務の完了と見なされる状況、または見なされない状況のいずれであっても、中国での滞在期間が 90 日を超える場合は Z ビザの手続きが必要

虽然“78号文”将短期来华工作区分为“视为完成短期工作任务”和“不视为完成短期工作任务”两种情形，并在签证处理上给予不同待遇，但“78号文”同时规定，无论本文上述哪种工作类型，如果在华停留时间超过 90 天的，应根据《[外国人在中国就业管理规定](#)》的规定办理相关手续。具体步骤简要总结如下：

「78号文」は、短期訪中就労を「短期任務の完了と見なされる状況」と「短期任務の完了と見なされない状況」の二つに区分し、ビザの処理において別々の待遇を与えているが、「78号文」は同時に、本文上記いずれの作業分類であっても、中国での滞在期間が 90 日を超える場合は、[「外国人在中国就業管理規定」](#)の規定に従って関連手続きを行わなければならない。具体的な手順を簡潔にまとめれば、以下の通りである。

- ① 到境内工作方所在地劳动管理部门申请办理就业许可证及工作证明；
- ② 申请办理邀请函或邀请确认函；
- ③ 获得许可证书及工作证明、邀请函或邀请确认函之后，到中国驻日本使领馆申请 Z 签证；
- ④ 持 Z 签证可来华，来华之后，到境内工作方所在地劳动管理部门申请办理就业证，并到公安机关办理工作类居留证件。

- ① 国内勤務先所在地労働管理部門にて就業許可証および就労証明申請手続きを行う。
- ② 招聘状または招聘確認状の申請手続きを行う。
- ③ 許可証書および就労証明、招聘状または招聘確認状を取得した後、在日本中国大使（領事）館にて Z ビザの申請を行う。
- ④ Z ビザを所持すれば訪中が可能となる。訪中後、国内勤務先所在地労働管理部門にて就業証の申請手続きを行った上、公安機関へ赴き就労類居留証書の手続きを行う。

关于“在华停留时间”的计算方法，“78号文”明确以“单次入境停留时间”为计算标准，但由于就业许可的核定权在各地劳动管理部门，因此，劳

「中国での滞在期間」の計算方法について、「78号文」は「一度の入国滞在期間」を計算基準とすることを明確にしているが、就業許可の審査権が各地の労働管

动管理部门的态度至关重要。律师了解到，当前实践中，单次来华时间未超过 90 天，但如果在一个自然年度内在中国累计停留时间超过 90 天，各地劳动管理部门的处理可能有所不同。例如，上海、北京等地的劳动管理部门目前的主流意见认为，在一个自然年度内日本公民来华在同一单位累计工作超过 90 天，就需要到所在地劳动管理部门办理就业许可证、Z 签证及就业证和工作类居留证，否则，可能将被认为属于非法就业。

(二) 除了“78 号文”中规定的“不视为完成短期工作任务”的情形，日本公民来华经商也可享受 15 天内免签

根据《外国人入境出境管理条例》的规定，来华经商的人员持 M 签证可入境。除了“78 号文”中规定的“不视为来华完成短期工作任务”的情形实务中可以解释为来华经商以外，还包括日本公司派驻员工来华进行商务洽谈等情形，均属于经商范畴，实务中可以享受“1176 号文”中规定的 15 天内免签待遇（各地的理解和操作可能存在差异）。

综上，根据现行法律规定，日本公民来华完成短期工作任务的签证办理事宜可简要归纳如下：

每次停留时间	15 天以内	16 天~90 天	超过 90 天
到中国境内合作方完成某项技术、科研、管理、指导等工作	办理就业许可、Z 签证	办理就业许可、Z 签证、居留证（停留时间超过 30 天需办理）	办理就业许可、Z 签证、就业证、居留证
购买机器设备配套维修、安装、调试、拆卸、指导和培训	免签	办理 M 签证	办理就业许可、Z 签证、就业证、居留证
对在中国境内中标项目进行指导、监督、检查	免签	办理 M 签证	办理就业许可、Z 签证、就业证、居留证
派往中国境内分公司、子公司、代表处完成短期工作	免签	办理 M 签证	办理就业许可、Z 签证、就业证、居留证

理部門にあることから、労働管理部門の姿勢が最も重要となる。筆者の知るところ、現在の実務において、一度の訪中期間は 90 日を超えないが、暦上の一年度内の中国累計滞在期間が 90 日を超える場合、各地の労働管理部門の処理は一致していないと思われる。例えば、上海、北京などの労働管理部門の現在主流の意見は、暦上の一年度内に日本国民の訪中の同一企業における累計作業が 90 日を超えた場合、所在地労働管理部門に赴き就業許可証、Z ビザおよび就業証と就労類居留証の手続きを行わなければならないと考えており、さもなければ、不法就労に該当すると判断されるおそれがある。

(二) 「78 号文」で定められた短期任務の完了と見なされない状況以外にも、日本国民の商用での訪中は 15 日以内のビザ免除を享受可能

「外国人入国出国管理条例」の規定によれば、商用目的で訪中する人員は M ビザを所持して入国可能となる。「78 号文」で定められた「訪中して短期任務を完了すると見なされない」状況が実務において訪中して商用活動を行うと解釈できる以外にも、日本の会社が派遣した人員が訪中して商談を行うなどの状況も含み、いずれも商用活動の範囲に該当し、実務においては「1176 号文」で定められた 15 日以内のビザ免除待遇を享受することができる（各地の解釈及び処理は必ずしも一致するとは限らないと思われる）。

以上から、現行法の規定に基づき、日本国民が訪中して短期任務を完了する場合のビザ手続き事項を簡潔にまとめると以下の通りとなる。

毎回滞在期間	15 日以内	16 日~90 日	90 日を超える
国内提携先にて技術、科学研究、管理、指導などの作業を完了する	就業許可、Z ビザ	就業許可、Z ビザ、居留証（滞在期間が 30 日を超える場合に必要となる）	就業許可、Z ビザ、就業証、居留証
購入した機器設備に付帯するメンテナンス、据付、調整試験、解体、指導および研修を行う	ビザ免除	M ビザ	就業許可、Z ビザ、就業証、居留証
国内で落札したプロジェクトに対する指導、監督、検査を行う	ビザ免除	M ビザ	就業許可、Z ビザ、就業証、居留証
国内の支社、子会社、代表処に派遣され短期作業を完了する	ビザ免除	M ビザ	就業許可、Z ビザ、就業証、居留証

到中国境内完成商务洽谈	免签	办理 M 签证	通常此种情形较少，如果存在，应确保 M 签证在有效期内
-------------	----	---------	-----------------------------

注：实务中，各地的理解和操作可能存在差异，建议必要时进行事前确认。

当然，随着中日经济交流的不断深入，中国对日本公民的入境管理规定也在不断更新。对此，律师后续也会持续关注。

（里兆律师事务所 2015 年 03 月 13 日编写）

中国国内で商談を完了する	ビザ免除	Mビザ	本状況は通常稀だが、存在する場合、Mビザの有効期間内であること
--------------	------	-----	---------------------------------

注：実務において各地の解釈及び処理は必ずしも一致するとは限らないと思われるため、必要の際には事前確認を行うことが望ましい。

なお、中日経済交流が深まるに伴い、中国の日本国民に関する入国管理規定も随時更新されている。これについては、筆者は今後も継続的に注目していく。

（里兆法律事務所が 2015 年 3 月 13 日付で作成）